主 文 被告人A同Bの控訴はいずれもこれを棄却する。 原判決中被告人Cに関する部分を破棄する。 被告人Cを懲役六月に処する。(以下省略) 理 由

以上の理由により論旨はいずれも理由がない。

同論旨第十一点について。

昭和二十四年四月二十二日附被告人Cに対する邸宅侵入昭和二十一年勅令第三百十一号違反被告事件の〈要旨第二〉起訴状の記載によれば、本件起訴の訴因は所論試作工場を含む意味に於て賠償指定工場D株〈/要旨第二〉式会社E工場構内へ許可なく侵入した点にあるととは右起訴状の記載によつて極めて明瞭である。而して判示試作工場は右工場構内に存する一建造物である。従つて原裁判所が該試作工場侵入の事実を認定したのは起訴の範囲を出たものではなく訴因の変更ありとは認め難く原裁判所が訴因変更に関する手続をとらなかつたととは寧ろ正当である。原判決に刑事訴訟法第三百七十六条第三号該当の違法ありとする論旨は理由がない。

(裁判長判事 佐伯顯二 判事 久礼田益喜 判事 正田満三郎)